

裁 決 書

審査請求人

横浜市

処分庁

横浜市 福祉保健センター長

平成30年3月20日付けて [REDACTED] (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(平成29年度(審)第151号)について、次のとおり裁決します。

1 主 文

横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長が請求人に対して行った、平成30年2月16日付け生活保護費用返還金決定処分は取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

(ア) 本件処分の適正性の検討に係る枠組みについて

a 審理員は、生活保護法(以下「法」という。)や課長通知(審理員意見書の別紙2のウ。以下同じ。)、費用返還通知(審理員意見書の別紙2のエ。以下同じ。)に沿って検討した結果、本件処分に誤りはなく、本件審査請求を棄却すべきとしている。課長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9に規定する処理基準であり、各自治体は、この基準に基づいて事務を処理することが法律上予定されているものである。費用返還通知も含めこれら通知は、法の趣旨に照らし、一応の合理性は認められることから、一般的にはこれらの通知に沿った検討で問題はない。しかし、被保護者の事情や生活状況は、世帯によって異なり、課長通知や費用返還通知の規定を機械的に当てはめて返還金額を決定することが相当でないこともあるから、そのような場合には、法第63条の趣旨に立ち返って検討をする必要がある。

- b そこで、まず、法第63条の趣旨について検討するに、同条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えていた。これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、全額返還とされるはずのところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが、被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的にかなうという趣旨によるものと解される。問答集（審理員意見書の別紙2のオ）には、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、上記趣旨を示したものといえる（福岡地裁平成26年2月28日判決賃金と社会保障1615・1616号95頁）。
- c さらに、前掲福岡地裁平成26年2月28日判決によれば、「この法第63条の趣旨に鑑みれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、返還額の決定に当たり、自立更生のためやむを得ない用途にあてられた金品及びあてられる予定の金品……の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるか否か、全額返還が被保護者世帯の自立を著しく阻害するかという点について考慮すべきであると解される。そして、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきである（最高裁平成18年2月7日第3小法廷判決・民集60巻2号401頁参照）」とされている。
- d 当審査会は、行政処分の当・不当の審査を行ない得る立場にはあるが、上記の司法審査の判断枠組みに従い、本件について裁量権の逸脱・濫用があったか否かについて、以下検討する。

(イ) 本件処分につき裁量権の逸脱又は濫用があったか

- a 本件処分時において、審査請求人及び処分庁には、次の事情が認められる。
- (a) 審査請求人の長男（以下単に「長男」という。）は、東京都内の4年制の私立大学である████████大学の████████学部にAO入試で合格し、さらに、当該大学の奨学生入試を受験しようとして、審査請求人にその受験料捻出のためのアルバイト代の取扱いについて処分庁に聞くよう依頼し、審査請求人は、平成29年10月30日、こ

れらを処分庁に話した。

- (b) 長男が合格した大学の[REDACTED]学部は、当該大学の[REDACTED](最終閲覧日：平成31年3月19日)によれば、日本で唯一「[REDACTED]」を名乗る学部であり、最先端のICT実学を学びの対象として、コンピュータサイエンスの中核をなすプログラミングの基礎から応用までを体系的に修得できることを標榜しており、当該大学の学部を卒業した場合の就職率は、平成30年3月卒業の学生の実績では97%を超えるとしている。
- (c) 平成29年11月8日に処分庁がケース診断会議を開催した際に、長男の大学入学費用921,300円（入学金及び前期授業料）は、審査請求人の元夫からの借り入れ（奨学金で返還予定）で賄う予定であること、学資保険満期保険金のうち、保護開始時解約返戻金相当額（以下「解約返戻金相当額」という。）以外の分については、学費に充てられないものとして、収入認定することを議論しており、その後、そのとおりの取扱いがなされた。
- (d) 平成29年11月13日に、処分庁が審査請求人にケース診断会議の結果を伝えたところ、審査請求人は、学資保険から学費は払えるかと思っていたと困った様子を示し、審査請求人の父に借りて大学入学費用を支払ったが、父に満期保険金で返済する旨話していることを処分庁に話した。
- (e) 審査請求人世帯は、本件処分が行われる前の平成30年1月17日付けで、同年1月1日を実施年月日として、満期保険金受領により最低生活維持可能なことを理由に生活保護が廃止されている。なお、保護廃止直前月である平成29年12月1日時点における審査請求人世帯の最低生活費は、約290,000円であり、収入充当額は約170,000円であった。
- (f) 処分庁は、本件処分にあたって、長男に係る大学入学金その他就学等の費用を法第63条の規定による返還額から控除するか否かの検討は行わなかった。

b 次に、これらの事情を総合し、本件処分の妥当性について検討する。

- (a) 長男が合格した大学の[REDACTED]学部は、就職率が97%を超えていていることを考えても、当該大学に就学することは、経済的な独立を目指す自立更生に資するものと認められる（なお、当該就職率は、平成30年3月卒業の学生の実績であり、本件処分後の実績ではあるが、本件処分時においても同等の就職実績と考えられ、それを覆す事情は認められない）。
- (b) 審査請求人は、生活保護の廃止により、各種手当等を加えたとしても最低生活費を上回る収入を得ることが出来ていないため、受領した学資保険満期保険金のうち、処分庁がケース診断会議で返還を求めるこれを決定した解約返戻金相当額を除いた約70万円分は、最低限度の生活の維持のために充てざるを得ず、これを、長男の大学入学費用の支払いのため審査請求人の父から借りた金銭の返済に充てることは困難な状況にあったと推測される。
- (c) さらに、長男は大学の奨学生入試を受験する予定があり、その合否

如何によつては、奨学金により審査請求人の父への借入金を返済する目論見もはずれ、審査請求人の世帯の自立を著しく阻害する可能性があつたと認められる。

- (d) しかしながら、処分庁は、本件処分に際し、長男の大学進学が自立更生に資するものか、本件処分を行つた場合、審査請求人の世帯の自立を著しく阻害するか等について検討した形跡は見当たらない。
- (e) 以上によれば、処分庁が返還額を決定するにあたり、これらの要素について考慮すると、本件処分の返還額が異なつた可能性は十分にあり、これらの要素を考慮することなく行われた本件処分は、最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とする法の趣旨目的に鑑みても、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと言わざるを得ない。したがつて、本件処分は、違法であり、取り消されるべきである。

神奈

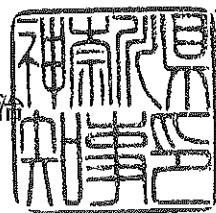
(ウ) 結論

以上のとおり、本件処分の取消しを求める本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消す。

行政
関根
一長
決定処
とおり

平成31年4月5日

神奈川県知事 黒岩 祐治



別紙
1 審
2 处
3 審
4 審
5 審
6 杉

審理員意見書

平成 30 年 10 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 高木 大門
神奈川県審理員 園川 真代



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 [REDACTED] が平成 30 年 3 月 20 日付けで提起した処分庁 横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分についての審査請求（平成 29 年度（審）第 151 号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [REDACTED] を「請求人」という。
- 2 処分庁 横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長 を「処分庁」という。
- 3 審査請求人の元配偶者 [REDACTED] を「A」という。
- 4 審査請求人の子 [REDACTED] を「長男」という。
- 5 審査請求人の子 [REDACTED] を「長女」という。
- 6 株式会社 [REDACTED] を「B 社」という。

以上



別紙 1

1 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件は、処分庁が、平成 30 年 2 月 16 日付けでした生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人が、その取消しを求めて審査請求を行った事案である。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、次のとおりである。

ア 請求人は、横浜市に長男及び長女とともに 3 人世帯として居住しており、平成 23 年 11 月 29 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間、処分庁により法に基づく保護を実施されていた者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 1 項第 15 号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から、法第 63 条の規定による費用の返還に関する決定及び実施について事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 11 年 12 月 24 日、A（当時、請求人の配偶者）は次のとおりの内容の保険契約（以下「本件学資保険」という。）を締結した。

保 陰 種 類	生存保険金付学資保険（18 歳満期）
被 保 陰 者	長男
保険契約の効力発生年月日	平成 11 年 12 月 24 日
保 陰 期 間 の 終 期	平成 29 年 12 月 23 日
保 陰 金 額	200 万 0,148 円
保 陰 料 額 の 合 計 額	月額 1 万 1,580 円
保 陰 料 払 返 期 間 の 終 期	平成 29 年 12 月 23 日

エ 平成 23 年 8 月 1 日、請求人と A は離婚した。

オ 平成 23 年 12 月 8 日付けで、同年 11 月 29 日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

- カ 平成 23 年 12 月 21 日、本件学資保険の保険契約者は A から請求人に変更された。
- キ 平成 25 年 2 月 4 日、処分庁は、請求人に対し、同月分の保護費 18 万 2,744 円を支給した（なお、同年 4 月 3 日、処分庁は、請求人に対し、平成 25 年 2 月分の保護費 7,258 円を追給した。）。
- ク 平成 29 年 9 月 27 日、請求人は、処分庁に対し、保護開始前から本件学資保険に加入していたこと等を申告した。
- ケ 平成 29 年 10 月 24 日付けで、処分庁は、B 社から、「生命保険契約の調査について（回答）」を受理した。同回答の別紙（生命保険権利評価額等調査票）によれば、評価基準日（平成 23 年 11 月 29 日）における本件学資保険に係る解約返戻金額は 131 万 9,719 円であった。
- コ 平成 29 年 10 月 30 日、請求人は、処分庁に対し、長男が東京都内の私立大学に合格した旨を報告した。
- サ 平成 29 年 11 月 8 日、処分庁は、請求人に対する法第 63 条に基づく費用返還請求等の検討に係るケース診断会議を実施した。同会議では、検討の結果、保護開始時点における本件学資保険に係る解約返戻金相当額を返還対象とすることとした。
- シ 平成 29 年 12 月 25 日、請求人は、B 社から、本件学資保険に係る満期保険金として、202 万 6,580 円の支払いを受けた。
- ス 平成 30 年 1 月 17 日付けで、同年 1 月 1 日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を廃止した。
- なお、平成 29 年 12 月 1 日時点における請求人世帯の最低生活費は、約 29 万円であり、収入充当額は約 17 万円であった。
- セ 平成 30 年 2 月 16 日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容のとおりの保護開始時（平成 23 年 11 月 29 日）を基準とする本件学資保険に係る解約返戻金相当額 131 万 9,719 円の返還を求める生活保護費用返還金決定処分（本件処分）をした。

決 定 理 由	平成 29 年 12 月 25 日に学資保険満期保険金を受領したため
法 第 63 条 適 用 期 間	平成 25 年 2 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで
支 弁 額	943 万 6,018 円 ※介護費・医療費を除く。
未 認 定 の 収 入 充 当 額	131 万 9,719 円
最 低 生 活 費 の 超 過 認 定 額	0 円
返 戻 免 除 額	0 円
返 戻 額	131 万 9,719 円

なお、平成 25 年 2 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間、処分庁は、請求人に対し、保護金品として、別紙 3 のとおり合計 943 万 6,018 円を支弁した。

ソ を
3 審
(1) ア 不
イ ウ
(2) ア 保
イ 約
ウ つ
イ 資
イ た
ウ 最
イ と
イ た
ウ 求
イ 終
ウ 円
イ 戻
ウ で
エ も
4 理
(1) ア そ
ア し

ソ 平成 30 年 3 月 20 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張の要旨

- 次の理由により、「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。
- ア 発端は、人の命を軽視した守秘義務違反の事実があり、その事に何の対処もなく不信を抱いた。
 - イ 請求人は命の危険を感じ悲観し、子ども達の事を考えた。
 - ウ 経緯や心情を無視した罪悪感・誠意のない決定に憤りを感じている。

(2) 処分庁の主張の要旨

- 次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。
- ア 本件学資保険については、保護開始以前の平成 11 年 12 月 24 日に A が契約し、保護申請後、1か月未満のうちに、平成 23 年 12 月 21 日付けで A から請求人に契約者の地位が任意承継されている。しかしながら、請求人は、資産の任意承継を行っていたが、申告をせず、平成 27 年度以降の資産に関する申告においても本件学資保険について未申告であった。
 - イ また、承継時点の解約返戻金の額は 131 万 9,719 円であり、開始時点の 1 世帯あたりの解約返戻金の額が 50 万円を超えることから、解約した上で、解約返戻金を最低生活の維持に活用すべきであり、本件学資保険を保有したまま保護を受けることは認められるものではなかった。
 - ウ 処分庁は、平成 29 年 11 月 8 日にケース診断会議を実施し、同年 9 月 27 日に請求人から本件学資保険を保有している旨の申し出があったこと、また、保険期間の終期前の申告であり保険金が未受領であること、開始時の解約返戻金の額が 50 万円を超える場合については、保有したまま保護を受けることは認められず、解約返戻金を最低生活の維持に活用すべきであったことから、開始時の解約返戻金相当額である 131 万 9,719 円について法第 63 条の適用とすることを、組織的に判断したものである。
 - エ よって、本件処分は何ら不当なものではないことから、上記裁決を求める。

4 理由

(1) 法第 63 条の適用要件を満たすか否かについて

- ア 法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している（保護の補足性の原理）。

法第 63 条は、法第 4 条第 1 項の規定する保護の補足性の原理を受けて、「被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

イ そして、課長通知第 3 間 20 は、「保護受給中に学資保険の満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した場合について高等学校就学費との関係もふまえて取扱いを示されたい。」との問につき、「満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第 63 条を適用して返還を求めることとなる（後略）」としている。

ウ これを本件についてみると、請求人は、本件学資保険に係る満期保険金の支払いを保護受給中に受けているところ（前提事実シ）、仮に保護開始時（平成 23 年 11 月 29 日）に請求人が本件学資保険を解約したとすれば（なお、本件学資保険は、保護受給中に判明したものであり（前提事実ク）、保護開始時点の解約返戻金相当額が 50 万円を超えることから（前提事実ケ）、仮に保護開始時に判明していた場合には、課長通知第 3 間 19 に基づき本来解約する必要があったものである。）、請求人にはその時点において本件学資保険に係る解約返戻金相当額 131 万 9,719 円が発生することから（前提事実ケ）、同解約返戻金相当額は、法第 4 条第 1 項の「その利用し得る資産」に該当し、したがって、法第 63 条の「資力」に該当する。また、請求人は、平成 25 年 2 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間、保護費合計 943 万 6,018 円の保護を受けている（前提事実セ）。

エ よって、請求人は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」（法第 63 条）に該当するため、法第 63 条の適用要件を満たす。

（2）本件処分に係る返還額の判断が適法か否かについて

ア 次に、本件処分に係る返還額の判断が適法か否かにつき検討する。

（ア）課長通知第 3 間 20 は、学資保険の満期保険金を受領した場合、同通知第 8 間 40（2）オの定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差し支えないとしている。

そして、課長通知第 8 間 40（2）オ（ウ）は、上記就学等の費用として、「当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能習得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。（後略））」としている（なお、「高等学校等」とは、高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育

被保護
、保護
けた保
ない。」

時金等
ふまえ
始時の
る（後

支払い
E11月
、保護
額が 50
は、課
にはそ
するこ
し得る
人は、
018 円
護を受

第 8 間
ないも
て、「当
の対
) 支度及
に必要
としてい
等教育

学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校をいう（局長通知第 1-3）。

(イ) また、法第 63 条にいう「保護の実施機関の定める返還額」は、資力があるにもかかわらず受けた保護金品に相当する金額の全額とするのが原則であるが、全額を返還額とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に、返還額から控除して差し支えない範囲の額が費用返還通知 1 (1) ①から④及び⑥に列挙されている。

イ そこで、本件において、上記ア（ア）又は（イ）の費用が認められるか否かにつき検討する。

なお、請求人は保護開始時（平成 23 年 11 月 29 日）から、本件学資保険に係る解約返戻金相当額の資力を有しているため（前提事実ケ）、収入認定の際に認められる控除等は適用されない（問答集問 13-23）。

(ア) まず、上記ア（ア）の費用につき検討すると、長男が東京都内の私立大学に合格しているところ（前提事実コ）、課長通知第 8 問 40 (2) オ（ウ）は、夜間大学以外の大学に係る経費は控除の余地のある費用として挙げていない。

したがって、本件において上記課長通知に基づき費用返還額から控除できる費用は存しない。

(イ) 次に、上記ア（イ）の費用につき検討すると、費用返還通知 1 (1) ①から④に当たる需要が生じている事実は認められない。

また、請求人は、平成 30 年 1 月 1 日を実施年月日として保護廃止となっているが（前提事実ス）、本件学資保険に係る満期保険金 202 万 6,580 円から本件処分に係る返還額 131 万 9,719 円を差し引いても残金が約 70 万円あり、さらに請求人世帯の最低生活費は約 29 万円であるところ、収入充当額が約 17 万円であるため（前提事実ス）、返還額の決定に当たり、費用返還通知 1 (1) ⑥に示されている保護脱却後の自立更生費の控除について考慮する必要性は乏しい。

したがって、本件において費用返還通知に基づき費用返還額から控除できる費用は存しない。

ウ よって、平成 25 年 2 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに請求人が「受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」として、131 万 9,719 円を法第 63 条による返還額として決定したことに誤りは認められない。

（3）消滅時効について

ア 法第 63 条の返還請求権は、資力の発生の事実があった時以降、法的にはいつでも行使可能であるため、同請求権の消滅時効の起算点は、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」と解されている。

そして、上記請求権の消滅時効期間は、地方自治法第236第1項により5年間である。

そのため、資力の発生の事実があった時から5年以上経過後に、法第63条に基づき返還請求権を行使する場合、同条に基づき返還額の決定をする日前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取扱われている（問答集問13-18）。

イ これを本件についてみると、前記(1)ウで述べたとおり、仮に保護開始時(平成23年11月29日)に請求人が本件学資保険を解約したとすれば、請求人にはその時点において本件学資保険に係る解約返戻金相当額131万9,719円が発生することから(前提事実ケ)、同日以降は、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する。そして、本件処分が平成30年2月16日付けで行われていることから、本件処分に係る通知書が、同日に請求人に到達したとしても、同日前5年間を超える保護費については消滅時効が完成しており、したがって、平成25年2月分保護費のうち18万2,744円(前提事実キ)については消滅時効が完成していることが明らかである。

ウ もっとも、本件においては、請求人に対する平成25年2月分から平成29年12月までの間の支弁額合計943万6,018円（別紙3）から、上記消滅時効が完成した平成25年2月分保護費のうち18万2,744円を控除した残額は925万3,274円であり、同残額は、本件処分に係る返還額131万9,719円を超えており、すなわち、同返還額が「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」（法第63条）にあることが明らかである。

よって、処分庁が、平成25年2月分保護費18万2,744円を本件処分に係る返還額の判断の基礎に含めたことは誤りではあるものの、この点は本件処分の適法性に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求に理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

15 年間

63 条に
5 年間
いる（問治時（平
々人には
が発生
保護を
行われ
しても、
がって、
当滅時効29 年 12
完成し
3,274 円
こと、す
63 条）係る返
の適法

45 条第

別紙 2

ア 法

(この法律の目的)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 【略】

(実施機関)

第 19 条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前 3 項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(費用返還義務)

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。別紙 1 において「局長通知」という。）

第 1 世帯の認定

1・2 【略】

3 高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下「高等学校等」という。）に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。【後略】

4～6 【略】

ウ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。別紙 1 において「課長通知」という。）

第 3 資産の活用

問 19 保護開始時において学資保険に加入している場合においても、本通知第 3 の問 11 と同様の条件を満たす場合には、解約させないで保護を適用してよい。か。

答 当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第 63 条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差し支えない。

1・2 【略】

3 開始時点の 1 世帯あたりの解約返戻金の額が 50 万円以下であること

問 20 保護受給中に学資保険の満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した場合について高等学校就学費との関係もふまえて取扱いを示されたい。

答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第 63 条を適用して返還を求めることとなるが、本通知第 8 の問 40 の（2）の才に定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。【後略】

第 8 収入の認定

問 40 局長通知第 8 の 2 の（3）及び（4）にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。【後略】

（1） 【略】

（2）（1）に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する費用

ア～エ 【略】

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

（ア）・（イ） 【略】

（ウ）当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能習得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。【後略】）

カ～サ 【略】

工 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙 1 において「費用返還通知」という。）

（前略）

1 法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについて

（1）返還対象額について

法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（中略）

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盜難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（後略）
- ③ 当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8 の 3 の（3）に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 8 の 40 の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。（後略）
- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、（2）により取扱うこと。
- ⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。（中略）
なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合（中略）をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を認めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。

(2) 【略】

才 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙 1 において「問答集」という。）

問 3-33 保護受給中に学資保険の保有が判明した場合

(問) 保護受給中に学資保険を保有していたことが判明した場合の取扱い如何。

(答) 保護受給中に学資保険の保有が確認された場合には、保護開始前において保有していたものかを確認し、当該契約が保護開始以前にされていたことが判明した場合は、開始時点における解約返戻金相当額を確認した上で、保有の要否を判定することとなる。

その結果、保有が認められない場合や、保有していることを故意に隠匿していたことが明らかに認められた場合については、解約を指導し保護費の返還等について検討されたい。【後略】

問 13-18 費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期

(問) 【前略】また、同条（注：法第 63 条）の規定による返還請求権の消滅時効の開始の時期はいつか。

(答) 保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、資力の発生の事実があつたとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権を行使することができるので、その消滅時効の起算点も「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解することになる。この返還請求権の消滅時効期間は 5 年間（地方自治法第 236 条）なので、実際に当該請求権を行使する日（法第 63 条に基づき返還額の決定をする日）前 5 年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない。【後略】

問 13-23 法第 63 条・法第 78 条と控除

(問) 法第 63 条及び法第 78 条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。

(答)

(1) 法第 63 条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合

保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない

二、専ら
るものと

司保護課

何。

ハテ保有
判明した
呆有の要

置してい
還等につ

時効の開

実があつ
還請求権
もかかわ
効期間は
(法第 63
、消滅時

の際に認

資力が活
のために
額全額を
されない

(後略)。

(2)・(3) 【略】

力 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他に法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2～4 【略】

キ 民法 (明治 29 年法律第 89 号)

第 166 条 消滅時効は、権利を行使できる時から進行する。

2 【略】

ク 横浜市福祉保健センター長委任規則 (平成 13 年横浜市規則第 111 号。以下「委任規則」という。)

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 19 条第 4 項 (中略) の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1)～(14) 【略】

(15) 法第 63 条の規定による費用の返還に関すること。

(16)～(22) 【略】

支弁額計算書

算定年月	支弁額
平成25年2月	190,002
平成25年3月	192,916
平成25年4月	186,681
平成25年5月	173,825
平成25年6月	170,066
平成25年7月	210,619
平成25年8月	160,034
平成25年9月	154,844
平成25年10月	164,555
平成25年11月	161,754
平成25年12月	178,140
合 計	1,943,436

算定年月	支弁額
平成26年1月	153,698
平成26年2月	168,360
平成26年3月	174,310
平成26年4月	162,102
平成26年5月	142,070
平成26年6月	148,192
平成26年7月	144,628
平成26年8月	158,388
平成26年9月	158,719
平成26年10月	169,884
平成26年11月	156,496
平成26年12月	0
合 計	1,736,847

算定年月	支弁額
平成27年1月	121,085
平成27年2月	164,735
平成27年3月	256,095
平成27年4月	174,463
平成27年5月	133,674
平成27年6月	129,161
平成27年7月	146,865
平成27年8月	135,049
平成27年9月	134,996
平成27年10月	282,775
平成27年11月	149,897
平成27年12月	152,467
合 計	1,981,262

算定年月	支弁額
平成28年1月	140,378
平成28年2月	143,474
平成28年3月	196,873
平成28年4月	185,770
平成28年5月	149,778
平成28年6月	149,778
平成28年7月	150,172
平成28年8月	140,252
平成28年9月	147,157
平成28年10月	188,373
平成28年11月	151,317
平成28年12月	161,236
合 計	1,904,558

算定年月	支弁額
平成29年1月	146,145
平成29年2月	166,090
平成29年3月	161,909
平成29年4月	179,737
平成29年5月	131,956
平成29年6月	142,343
平成29年7月	134,128
平成29年8月	131,376
平成29年9月	142,360
平成29年10月	286,810
平成29年11月	129,083
平成29年12月	117,978
合 計	1,869,915

支弁額合計 9,436,018
(単位：円)

